

## さかいみなと漁港・市場活性化協議会要綱

### (名称)

第1条 本会は、さかいみなと漁港・市場活性化協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、境漁港の活性化のため、漁港等の整備や市場の機能強化について、幅広く地元や水産関係者等の意見を聴取することで、適正な整備や利用促進に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の検討を行う。

- (1) 漁港及び市場の活性化に関すること。
- (2) 漁港施設及び市場施設（以下、「漁港等」という。）の整備促進に関すること。
- (3) 漁港等の管理・利用促進に関すること。
- (4) 漁港等の長期計画の策定に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な検討。

### (組織)

第4条 本会は、別紙の者をもって組織する。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上

### (役員を選任等)

第6条 会長、副会長は委員において互選する。

### (役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (専門部会)

第8条 会長は、専門的事項を調査研究させるため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の運営については、会長が別に定めるものとする。

### (会議)

第9条 協議会は、会長が招集し会長が議長となる。

2 本会は、必要があると認めるときは、会員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第10条 本会の事務は、鳥取県農林水産部水産振興局水産課、境港水産事務所及び県土整備部空港港湾課で行う。

### (会議の公開)

第11条 本会は公開とする。

### (委任)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この要綱は平成23年12月16日から施行する。

この要綱は令和4年7月19日から施行する。